

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		盆栽資料の館外貸し出し
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則
条 項		第 15 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 (電話：048-780-2092)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の用件を全て満たすこと。 (1)他の美術館など他市長が適当と認める団体、個人であること。 (2)盆栽資料の取扱いに習熟し、学芸員もしくは盆栽技師の取扱い指導等に従えること。 (3)当該資料の利用が市民文化の向上に資すること (4)当該資料の状態を損ねる恐れがないこと。
	設定等年月日	平成 22 年 2 月 10 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		